

修学支援新制度と学業の継続

－大学に進学する社会的養護経験者に必要な支援－

浦 田 雅 夫
(教育学科教授)

近年、社会的養護のもとで生活している若者が、大学等へ進学を希望する際の経済的な支援が、大きく改善されている。2020年度より本格実施された「修学支援新制度」によって、大学等の入学会員料や授業料等減免措置と合わせて生活費相当の給付を返済不要で受給できるようになった。一方で、学業継続には、経済的支援とともにどのような支援が求められるのか。新制度の奨学生受給者へのインタビュー調査をもとに、複線経路等至性モデリング (Trajectory Equifinality modeling) によって分析を行った。現在、社会的養護から社会への移行は施設在籍可能年齢の事実上の撤廃など大きな転換点にある。当事者の自己実現を支えるケアのあり方について、権利擁護の観点から考察する。

キーワード：社会的養護、修学支援新制度、アフターケア、学業継続、TEM

1. はじめに

近年、児童養護施設等、社会的養護のもとで生活している若者が大学等への進学を希望する際の経済的な支援が、大きく改善されている。2019年に施行された「大学等における修学の支援に関する法律」を受け、文部科学省と日本学生支援機構が2020年度より本格実施した「修学支援新制度」¹⁾は、大学等の授業料等減免措置と返済不要の給付奨学生の二本立てにより、大学の入学会員料や授業料が減免されるだけではなく、生活費相当の給付を返済不要で受給できるようになった。

これらの施策は社会的養護のもとで生活する若者や生活困窮世帯だけではなく、徐々に対象が拡大され、2024年度からは、対象を世帯年収約600万（目安）までの世帯のうち、子ども3人以上を扶養する多子世帯や私立理工農系の学生まで支援を拡大している。

渡部（2019）は、これらの国の制度、施策のうねりには、長年、日本政府が一部留保していた「国際人権規約（社会権規約）」第13条の「無償教育の漸進的導入」を2012年に留保撤回し

たことにより、日本は国際公約として高等教育の「漸進的無償化（progressive introduction of free education）」に取り組まなければならない時代に入ったと指摘する。

社会的養護を必要とする若者の大学進学に関して、第一の高いハードルであった大学等の受験料²⁾について、日本学生支援機構が寄附金を活用した「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」事業を2023年度に創設している。これにより受験料や交通費等として年間20万円が給付されるようになった。近年の大学受験は、専願による、いわゆる「年内入試」も増加しているとはいっても、社会的養護のもとで生活し、私立一般入試や国立大学受験を目指す者にとっては朗報である。

さて、社会的養護経験者が大学進学を諦めることなく、めざせる環境が整備されてきたが、とりわけ児童養護施設や里親からの大学等への進学は増加しているのだろうか。厚生労働省（2015）やこども家庭庁（2024）の資料³⁾を見ると、大学等への進学率はこの10年で増加しているが、一般家庭（約6割）と比較すると児

児童養護施設からの大学等への進学率は依然として低い（約2割）といえる。

全国大学生活協同組合連合会の調査（2024）によると自宅外大学生の生活費の平均月額は約13万円である。修学支援新制度を利用したとしても、アルバイトをせずに生活を行うことは困難である。学業とアルバイトの両立、収入と支出のバランスをとりながら心身の健康を維持した生活をおくるのは容易ではなく、入学後の中退の多さが指摘されている。

上田ら（2016）は児童養護施設職員への調査分析から「進学はしたものの中退をした場合、助けになっていたはずの奨学金は多額の借金に一転してしまうこともしばしばである」と述べている。

鈴木（2021）は、修学支援新制度は課題が多いとし、特に学業不振等のため「適格認定」で廃止処分になると翌年度以降の支援が廃止され、支給済の給付奨学金について返還を求められること、授業料等減免額を徴収されることについて、大学等の裁量が不明であることが多いと指摘する。

平松（2024）は、大学に進学した児童養護施設等退所者7名へのインタビューの分析から、大学進学上の課題は、「経済的な支援は勿論であるが、それに加えて大学への進学という選択肢をもてるよう、施設職員や学校教師から適切な時期による支援や、身近な先輩たちの姿を進路モデルとして、様々な体験や支援によって大学進学の実現の可能性を高められる」と指摘している。

樋口（2024）は、児童養護施設経験者で大学を卒業した3名のインタビュー分析から、共通して中退決断の危機に遭遇しながらも、大学修学を継続できたことの要因として、「職員や家族、経験者の先達といった他者の意見を信頼し、頼ることができたからこそ」だと述べている。

このように、社会的養護経験者が大学等へ進学した後の支援については、いくつかの研究や報告が見られるが、さらに当事者の個別性の高いリアルな語りを質的に分析、集積する必要がある。そこで、本研究では、修学支援新制度を

受給する社会的養護経験者にフォーカスし、インケアからリービングケア、アフターケアまでの流れのなかで、どのような支援ニーズが生じ、どのような支援が学業継続に有効かを明らかにする。

2. インタビュー調査

(1) 調査の目的

児童養護施設での被養育経験があり、修学支援新制度を受けて、4年制大学へ進学した若者には、どのような支援ニーズが生じているのか、学業を継続するためにはどのような支援が求められるかを明らかにすること。

(2) 調査協力者

表1のとおり、児童養護施設での被養育経験のある4年制大学の学生5名の協力を得た。すべての調査協力者は修学支援新制度による授業料免除と給付奨学金を受給している。調査人数については、サトウ（2012）の法則に従い、「4±1人」を採用し5名とした。

表1 調査協力者

協力者	性別（自認）	大学学年	アフターケア事業所等とのかかわり
A	男性	4	○
B	男性	4	-
C	女性	2	-
D	男性	2	○
E	男性	2	-

(3) 調査方法

2021年9月から10月の間、オンラインツールを使用し、インタビューガイド4)をもとに約60分の半構造化面接を実施した。なお、調査協力者の了承を得てレコーディングを行った。

(4) 倫理的配慮

調査協力者に対し、インフォームドコンセントを行い、同意書を得た上でインタビューを実施した。分析、記述に際しても個人が特定できないよう十分に配慮を行った。なお、本調査は、大阪成蹊大学研究倫理審査委員会（大2021-25）および京都女子大学臨床研究倫理審査会

(2022-20) の承認を得ている。

(5) 分析方法

5名の協力者のトランスクリプトを個別に作成し、各々の語りを意味づけごとに分割しコード化したうえで、「複線径路等至性モデリング (Trajectory Equifinality Modeling : 以下、TEM)」により分析を行った。TEM を採用した理由は、協力者のライフ（生命、生活、人生）を丁寧に捉え、インケア、リービングケア、アフターケアという経過のなかで時間を捨象せず相互作用のなかから、個人の変容を捉え、支援ニーズを明らかにするためである。

何れの協力者も児童養護施設在籍中に大学への進学を希望し、受験の結果、合格し大学に入学、現在（調査時点）も学業を継続しており、等至点（EFP）を「学業継続」と位置づけた。5名の語りから得られたストーリーラインを統合、ひとつの TEM 図（図 1）にし分析を行った。TEM 図の用語と本研究での位置づけは表 2 の通りである。TEM 図で取り上げたコード（ラベル）は文章中では【 】で示す。

表 2 TEM 図の用語と本研究での位置づけ

用語	本研究での位置づけ
等至点：EFP (Equifinality Point)	学業継続（調査時点現在の自己）
両極化した等至点：P-EFP (Polarized Equifinality Point)	中退（調査時点現在の自己との背反）
分岐点：BFP (Bifurcation Point)	BFP1:進路決定 BFP2:措置延長 BFP3:友人への自己開示 BFP4:適格認定警告
必須通過点：OPP (Obligatory Passage Point)	OPP1:施設入所 OPP2:高校入学 OPP3:大学受験 OPP4:大学合格 OPP5:高校卒業 OPP6:大学入学 OPP7:一人暮らし・自活 OPP8:学業と生活の両立
社会的指向：SD (Social Direction)	SD1:受験料・入学金等経済的不安 SD2:措置解除 SD3:強いられる自立 SD4:コロナ感染症による制約 SD5:低GPAなら給付奨学生廃止
SG:社会的助勢 (Social Guidance)	SG1:施設職員からのケア SG2:奨学生支援団体からのガイダンス SG3:奨学生制度の充実 SG4:施設職員からの継続したアフターケア SG5:自立支援資金貸付 SG6:アフターケア事業所の支援 SG7:大学側の理解 SG8:友人からの受容

3. 結果

(1) 進路選択・決定のプロセス（インケア）

Aさんは「大学に行くのはあたりまえで自分

のなかでは就職というのは、まったく考えもなかった」という。Eさんも同じく、「行っている高校からはみんな4年制大学に行っているし、大学に行くのが普通、奨学生もあるし」と語る。

Aさん Eさんとも通学する高校や施設で4年制大学に行く人が「普通」にいたという。生活圏に「非進学者のロールモデル」がおらず、4年制大学に行って当然という環境のなかにいた。

Bさんは、児童養護施設経験者で大学を卒業したメンバーが主催する団体の進学セミナー（奨学生等説明会）を聞くなかで、進学が選択肢に入るようになり、最終的には自分も大学に行きたいと思うようになったという。

Cさんは、施設の先輩には専門学校や短大に行く人はいたが、4年制大学に進学する人は見かけず、不安であったが職員が奨学生等のことを教えてくれ、応援してくれたと語る。

Dさんも、施設にはロールモデルとなるような進学をした先輩がいないなかで、職員からの奨学生等に関する情報提供と支援によって受験に至っている。

5名とも大学受験に際しては、【受験料・入学金等経済的不安(SD1)】を感じながらも、日々、【職員からのケア (SG1)】を受け、最終的に自己の意思決定を尊重されている。またBさんは、【奨学生支援団体からのガイダンス (SG2)】を受け、選択肢を増やし、意思決定を行っている。

5名にとって共通して、大学進学という選択・決定を行うプロセスについての社会的な助勢として、【奨学生制度の充実 (SG3)】があげられる。経済的支援として、修学支援新制度が創設されたことは、大学進学という意思決定に一定の影響を与えている。

(2) 施設からの退所（リービングケア）

5名とも4年制大学合格が決まり、高校も卒業するなか、退所の時期を迎える。Dさんは、「措置延長」についての話を聞かず、施設の文化として「高校を卒業したら出るものだと」思っていたと語る。制度上の年齢による【措置解除 (SD2)】社会的に【強いられた自立 (SD3)】である。Eさんは、「一人暮らしをしたかったの

で、当然出ました」と語る。Bさんは、「措置延長できる選択肢があったんですが、自分はやっぱり下宿先で暮らしたいという希望があったので」施設を退所し、大学近くにアパートを借りた。Cさんは、大学合格決定が3月中旬になるなか、不安になったという。「でも、（職員から）もし全部がだめでも1年浪人は大丈夫と言われたんです（措置延長可能であると）。でも、実際、今までそういう人を見たことないから、それはどうなんだろうなというのは、色々そこも焦りというか、進路も決まっていないし、でも（ほんとうは）出ないといけないんだろうし、いさせてもらえるのかな。」と思ったと当時を振りかえる。Cさんは、最終的に【一人暮らし・自活（OPP7）】という選択をしたが、措置延長が可能であるといわれたこと、選択肢ができたということはCさんにとって大きな意味があったと考えられる。

一方、Aさんは1年間【措置延長（BFP2）】され、施設から大学へ通うことになった。そのことを振りかえり、「はじめから、大学にも慣れてない状態で一人暮らしになるっていう、ふたつをいっぺんにしないといけなかつたんで。そう思ったら助かりました。やっぱり（一人暮らしは）2年生からよかったですって思います。」と語っている。Aさんにとって、1年間の【措置延長（BFP2）】期間が、いかに重要であったかがわかる。

（3）学業継続のための支援（アフターケア）

5名は、何れも通常の大学生活とは異なる【コロナ感染症による制約（SD4）】を受けてきた。2020年2月末から学校が全国一斉臨時休業になり、以降、度重なる緊急事態宣言のため「ステイホーム」が求められた。Cさんは、「（大学）一年目がいきなりコロナだったので、寂しい思いもありましたし、春は本当に大学に行ってないので、入学式も無くて…」と当時を回想している。Dさんはバイトも大きく制約を受け、経済的にも厳しくなったという。【コロナ感染症による制約（SD4）】は、生活全般に渡り社会的に不利な状況にある人が、さらに不利な状況

に追い込まれたといえる。一方で、5名とも【施設職員からの継続したアフターケア（SG4）】を受けており、物心両面からのサポートによってコロナの危機を乗り越えることができたと語られた。1年間の【措置延長（BFP2）】を経たAさんは、施設からの移行直後の【一人暮らし・自活（OPP7）】のなかで、強い孤独感や寂しさを感じたという。一方で、大学の近くにアパートを借りたために、「友達付き合いとともに、だいぶ変わってきた。もともと自分を見せるのが怖かったんですけど、ちょっとずつ相談とかしたりとか、認めてくれる友達が何人か出来たんで、そこはすごい大きかったのかなって思います。自分のこととともに話せて、理解もしてくれて」と語る。【友人への自己開示（BEP3）】と、そのことに対する【友人からの受容（SG8）】が自己肯定感へと繋がっていることが確認できた。また、【アフターケア事業所の支援（SG6）】も受け、サロンにも参加するようになり、同じ社会的養護経験者でも多様な生き方のメンバーとの交流を持った。

Bさんは、複数回【適格認定警告（BFP4）】を受けた。もしかすると給付奨学金を廃止されるのではないかと自ら学生課へ相談したところ、「卒業単位をしっかりとればよい」といわれ安心したという。【低GPAなら給付奨学金廃止（SD6）】されるかもしれないというBさんの不安は【大学側の理解（SG7）】によって払拭され、Bさんは何とか【学業継続（EFP）】することができている。他の4名も【コロナ感染症による制約（SD4）】のなか、バイト、友人関係、家族との葛藤を抱えながらも、何とか生活し、【学業継続（EFP）】している。そこには、【奨学金制度の充実（SG3）】【自立支援資金貸付（SG5）】という経済的支援だけではなく、インケアにおける【施設職員からのケア（SG1）】からシームレスに続く【施設職員からの継続したアフターケア（SG4）】、【アフターケア事業所の支援（SG6）】や【大学側の理解（SG7）】【友人からの受容（SG8）】などが、【学業継続（EFP）】を可能にする要因として、重要であることが明らかになった。

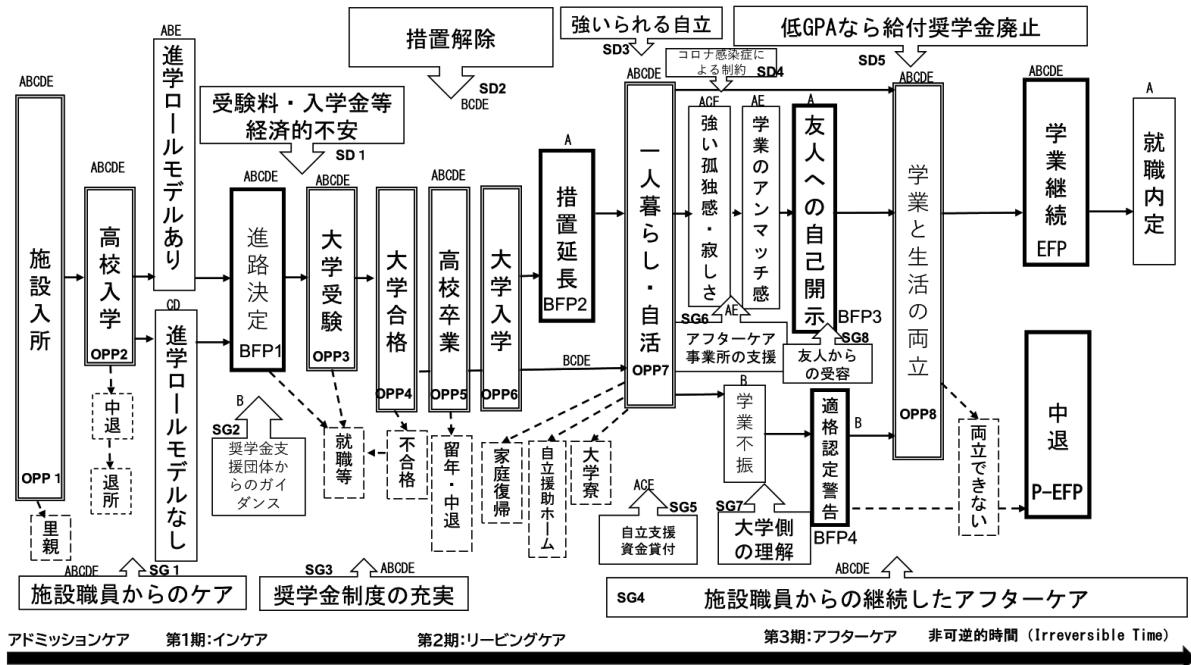


図 1 5人の語りを統合した TEM 図

4. 考察

(1) 修学支援新制度の利用と学業継続

複数回【適格認定警告（BFP4）】を受けた Bさんは、【低 GPA なら給付奨学金廃止（SD6）】されるかもしれないという不安を持っていた時期がある。幸い、Bさんは自分自身で学生課に給付奨学金が廃止されるのか確認し、職員から「判断するのは学校なので」といわれ、「学校がちょっと緩くしてくれたのかなって。ありがとうございます。」と【学業継続（EFP）】できることに感謝している。当事者ピア活動もする Bさんは、困難な状況にありながら主体的に大学に働きかけセルフアドボカシーする力を身につけている。

ここで、「適格認定」について確認しておきたい。各大学では毎年学年末に適格認定（学業成績等）を実施し、日本学生支援機構の定める学業要件等によって、給付奨学生としての適格性の判定を行うことになっている。

表 3 は 2023 年度の給付奨学生の適格処置状

況である。返還が必要とされる給付奨学金の廃止は極めて少ない（0.2%）といえる。

とはいって、「廃止」されると返還が求められ、当事者は挫折体験と同時に自己責任として多額の負債を背負うことになる。社会的養護のもとにいる学生の背景は理解されているのであろうか。

表 3 給付奨学生の適格処置状況

区分	2023年度実績 (356,314件)
給付奨学金廃止 (要返還)	766件 (0.2%)
給付奨学金廃止 (返還不要)	11,884件 (3.3%)
給付奨学金停止 (継続希望無等)	1,586件 (0.4%)
給付奨学金停止 (学業成績不振者等)	5,860件 (1.6%)
警告(学修評価が劣る者)	41,729件 (11.7%)
合計	61,825件 (17.4%)

修学支援新制度の制度設計の見直しを行っている「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」の報告（2024）では、制度創設当初からの方針である「児童養護施設に入所していた者等の社会的養護を必要とする者の中には、たとえ学修意欲をもって大学等に進学したとしても、進学した時点では必ずしも十分な学修習慣が身に付いていない場合や勉強に集中して励む環境に恵まれなかつた場合などが想定されること」という教育的配慮を引き続き踏襲し、「GPA等が学部等の下位4分の1の範囲に属する」場合であっても「警告」に該当しないこととしている。

これを踏まえ、大学等の事務マニュアル、文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室「高等教育の修学支援新制度授業料等減免事務処理要領」（2024）にも、「社会的養護を必要とする者で、大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合には、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。」と記されている。

一方で、表4に示すように、一般向けの修学支援新制度に係るQ&Aでは、適格認定時に斟酌すべき事情がある場合の特例措置として、社会的養護経験者であるからという理由だけで「警告の区分に該当しない」とまでの記載はなく、この点が、施設職員や当事者の不安要素となっていると思われる。つまり、Bさんが自分自身で学生課に給付奨学金が廃止されるのか確認し、職員から得た回答のとおり「判断するのは学校」なのである。ここは、鈴木（2021）が危惧する点とも一致する。大学が「学修に対する意欲や態度が優れている」ことを判断することは非常に難しいことであり、大学側の判断によりとられる処置は担当者によって異なる可能性がある。Bさんの在籍する大学は、早期から多くの社会的養護経験者を受け入れてきた実績もあり理解があったが、すべての大学が同様ではないために、施設の自立支援担当職員は大学の奨学金担当者と連携をとっておくことが必要である。

修学支援新制度は学生の実状や国の政策、予算の影響を受けて見直しが頻繁に行われており、受給者や施設職員は、情報を随時更新していくことも求められる。

なお、2025年度からも表5、表6の通り、「警告」、「廃止」となる学業要件の一部が変更される。

表4 修学支援新制度に係る質問と回答

Q4-15-12	「社会的養護を必要とする者」であれば、どのような者でも斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置の対象となるのでしょうか。
A4-15-12	特例の対象となるのは、単に「社会的養護を必要とする者」であるだけでは足りず、「大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる」ことが求められます。この要件に該当するかについては各大学等において判断されることになります。

表5 2025年度からの「警告」要件変更

警告（支援は継続）となる要件
・出席率が8割以下（変更なし） ⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
・修得単位数が6→7割以下に変更 1年生：18単位⇒21単位以下 2年生：37単位⇒43単位以下 3年生：55単位⇒65単位以下 4年生：74単位⇒86単位以下 (卒業に必要な単位数が124単位の場合)
・GPA（平均成績）が所属する学部等の下位4分の1（変更なし）

表6 2025年度からの「廃止」要件の変更

廃止（支援打切り）となる要件
・修業年限で卒業できないことが確定（変更なし） ・出席率が5→6割以下 ⇒半期15回の授業のうち欠席が8→6回以上
・修得単位数が5→6割以下 1年生：15単位⇒18単位以下 2年生：31単位⇒37単位以下 3年生：46単位⇒55単位以下 4年生：62単位⇒74単位以下 (卒業に必要な単位数が124単位の場合) 警告要件に2回連続でに該当（変更なし）

大学進学についての経済的支援は、修学支援新制度受給のほか、自立支援資金貸付⁵⁾、その他の奨学金を合わせて受給すると当事者によつては年間200万円以上もの生活資金を得ることになる。しかし、学業不振や中退になれば、返還も必要になる。また、自立支援資金貸付は返還免除規定があるもののあくまでも貸付（＝借金）であることから、これらを利用させることに消極的な施設もみられる。

一方で、貸付を受けると受給者は出身施設に対して月に1回以上、現況報告をする必要があり、児童養護施設も月に1度は貸付担当事務局に現況報告を提出しなければならない。このことが、退所後も職員と担当者とを繋いでいる側面もある。

なお、本調査の協力者は5名とも自立支援資金貸付を受けており、退所後も施設との支援関係を継続していた。

大学進学には、まず経済的支援が必要であり、これまでにみたように、ある程度その制度は整いつつある。

本調査のなかではみられなかったが、大学進学者のなかには、生活上の金銭管理等の生活課題が顕在化することもある。

認定NPO法人ブリッジフォースマイルと株式会社東京スター銀行は、児童養護施設退所者等を対象として奨学金給付と合わせた「金トレ（お金に関するトレーニングプログラム）」や生活相談を行っている⁶⁾。

また、NPO法人なごやかサポートみらいは、朝日新聞厚生文化事業団⁷⁾に協力し、奨学金受給当事者参画のオンライン進学応援セミナーを開催している。同団体の進学応援基金も奨学金と合わせて相談対応を行っている。この事業に関わる蛭沢（2022）は活動を通して、「頑張っている学生程、人に甘えたり、頼ったりすることができず自分で抱え込み、無理して潰れてしまう傾向がある」ことを指摘する。

今後は、このような奨学金と合わせた支援のレパートリーを増やしていく必要がある。

大学も社会的養護経験者に対する独自の奨学金を出すところが増えてきた⁸⁾。

国際的な社会的養護当事者ユースサポート団体IFCAを主催する栗津は米国でFHE(Fostering Higher Education)プログラムを展開するA.M.Salazarとともに日本の大学でプログラムのモデル実施⁹⁾を展開している。今後は、入学を許可した大学側も経済支援だけではなく、社会的養護経験者に対する学業継続のための支援体制が必要になってきている。

（2）移行期の意思決定とケア

5名とも4年制大学合格が決まり、高校を卒業する。そしていよいよ退所の時期を迎えるが、Dさんは、「措置延長」についての話を聞かないまま、施設の文化として「高校を卒業したら出るものだと」思っていたと語っている。

こども家庭庁支援局長「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（2024）では、「措置延長」の活用について以下のような考え方方が示されている。

「高校の卒業や大学への進学、就職等に伴い、慣習的に措置が解除されているケースもある。措置延長は、高校や大学等に就学中の者はもちろんのこと、就学の継続に不安や困難を抱えている者、就職をしたもの引き続き不安定な状況にあると考えられる者、障害や疾病等により福祉的支援その他の支援が継続的に必要であることが想定される者等、自立して生活していく準備段階の者はもちろんのこと、本人が措置延長を希望する場合は、積極的に活用されるべきである。そのため、将来に向けた話合いの過程からそれぞれ個別に、措置延長に係る本人の意向等をよく確認し、措置延長を検討することが望ましい。」

Dさんの進学先は当該施設からも通学圏内である。もし、施設に残る（措置延長）という選択肢が提示されていた場合、Dさんはどういう選択をしたのであろうか。

Cさんは、大学受験に際し、「（職員から）もし全部がだめでも1年浪人は大丈夫と言われたんです（措置延長可能である）」と措置延長の選

択肢が提示されたことを語り、「でも（ほんとうは）出ないといけないんだろうし」と語った。そういう前例がないなかで、施設へ迷惑をかけることになるという思いや、一方で、職員への感謝の思いを語りからは感じる。Cさんは、最終的に大学の近くに一人暮らしをすることになったが、Cさんの担当者は、適切に選択肢を提示し、合否という結果の自己責任を強調しない姿勢、自立を強いいらず、意思決定の場面ではあくまでも側面から支援し、Cさんの意思決定後は、コロナ禍の年度末にもかかわらず、Cさんのために奔走してくれたという。Cさんには、この職員の思いが深く内在化しているようだった。

Aさんは、通学に1時間半以上かかるが1年間は措置延長となっている。「もともと自分を見せるのが怖かった。」「自己肯定感とか、そういった部分もすごい低いのかなって」自分自身で思っていたというAさんにとって、大学で学び、施設へ帰るという1年の通学生活があつてこそ、2年生からの一人暮らしや友人との関係性のなかで、「(自分は)ちょっと人と違う部分というか、できない部分があつても別にいいやと思えるようになりました。」と自身を捉えるようになっている。Aさんにとって、この1年という時間には大きな意味があったといえる。

調査協力者の語りを何度も読み返すと、措置延長は、特別の事情のある入所者や手をあげて希望をする入所者だけではなく、移行期のすべての入所者の選択肢に入れることができるとあらためて感じる。「強いられる自立」ではなく、入所者が自分のタイミングで社会へと移行していくことを側面から支える姿勢の大切さがCさんへの職員の関わりから伝わる。

再掲するが、Aさんの、「はじめから、大学にも慣れてない状態で一人暮らしになるっていう、ふたつをいっぺんにしないといけなかった。そう思ったら助かりました。やっぱり（一人暮らしは）2年生からでよかったですなって思います。」という語りは、退所時の複合的な課題をひとつでも減らす、段階的に移行するということが、退所者の負荷を軽くする大切な視点であると

示唆している。リービングケアは、退所者の状態に合わせたプレパレーションが重要になるといえる。

早川（2013）は、児童養護施設におけるケアや児童の教育保障について、施設による価値観や支援上の格差が大きいことを指摘し、「自立支援の標準化」の必要性を早くから指摘している。

梅谷（2019）は、アフターケアを行う機関の相談員へのインタビュー調査から、「進学に関しては、児童養護施設の子どもが大学等に進学することが、施設職員の支援の選択肢に入っていないことなどが指摘された。」と述べている。

プローハン聰（2021）は自身の施設経験のなかから、進路選択のなかで「ドリームキラー」な大人が多く、すごく残念だったと述べ、「その子が『やりたい』ということにどれだけ寄りそつて考えるか。子どもの選ぶ権利を尊重できる大人が増えるといいと思います。」と記している。

今回の調査からも、「高校を卒業したら大学に行くのがあたりまえの施設」、移行期に「措置延長という選択肢を提示してくれた施設」、施設の文化として「高校を卒業したら出て行くものというのがあたりまえの施設」など施設による大きな差異も明らかとなった。

これまでの慣習や大人の価値観で「自立」を強いるのではなく、本人の思いを丁寧に聴き、状況を包括的に捉えアセスメントすることが求められる。児童相談所の意見聴取等措置が義務化されたが、独立機関によるアドボカシーを含め、当事者の思いを聴く環境作りと専門性が求められる。

また、子どもが養育を受ける権利、教育を受ける権利を保障するために、高校を中退しても施設を出なくてもよいこと、大学に行くという選択肢があること、措置延長という制度があること等を「権利ノート」等に示しておき、あらかじめ子どもにわかりやすく説明する必要がある。そのうえで、職員と子どもが「自立支援計画」を可能な限り、一緒に考えていくことが必要であろう。

5. 研究の限界と今後の課題

2024 年度から児童福祉法改正の施行により、里親や児童養護施設等に入所していた児童等は、「児童自立生活援助事業」を活用し、自立援助ホームのほか、里親や児童養護施設等において自立支援を受けられるよう、事業の実施場所について要件の弾力化が行われた。さらに、「年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点まで支援を受けることができるよう、一律の年齢要件の弾力化がはかられた。本研究の TEM 図（図 1）の最下段の未来への右ベクトルは非可逆的時間（Irreversible Time），つまり戻れない時間を表している。確かに時間は戻らないが、退所した若者が、たとえ 18 歳を超えたとしても、元の施設に戻りケアを受けることもできるようになった。これらの制度には、自治体、施設、職員によって捉え方、異論、運用の違いもあると思われるが、社会的養護において、移行期に、年齢で一律に退所、措置解除、終結する時代は制度上、終わったといえる。いま、社会的養護から社会への移行は大きな転換点にある。そのような状況において、本調査から得られた当事者の語りは、大変貴重な示唆を得るものばかりであった。

近年の児童養護施設の特徴として、ケアニーズの高い児童（10）の入所、在籍が多くなっている。そのため、退所後の状況も非常に複雑で個別性が高い。今後、学業継続や移行支援について、さらに調査を進め、研究の質と量を高める必要を感じている。大学への進学問題は、社会的養護経験者にかかわらず、地域による差異も大きく、施設が立地する地域に大学がない場合もある。本研究では、これらの状況まで踏み込んで論究することができなかった。

また、アフターケア事業所は、「社会的養護自立支援拠点事業」に転換しつつあるが、あらたにこれらの対象となった、「措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者等」に対する学業保障についてもふれることができなかった。アフターケア

相談所を運営する高橋（2024）は、給付型奨学生のみでは経済的な負担は払拭できず、性産業や闇バイトに利用される学生も少なくないと指摘する。これらも合わせて今後の研究上の課題としたい。

筆者は当初「ケアリーバー」や「自立」をキーワードに調査、研究を進めてきたが、社会的養護経験者から、「ケアリーバー」や「自立」という言葉に違和感を感じると教えてもらい、本論文に関しては、法律や制度上の文言以外にはこれらの言葉を使用しないことにした。多くの当事者にとって、「自立」という言葉は主体性のある言葉として捉えにくく、大人から求められること、強いされることの代名詞なのかも知れない。制度上「18 歳の壁」はなくなったが、社会的養護を必要とする移行期の若者に対する支援には、まだまだ課題が残されている。

注

- 1) 2024 年度の場合、児童養護施設等社会的養護施設在籍中の者が進学する際には、修学支援新制度によって、4 年制私立大学の場合、入学金相当額（26 万円）、授業料相当額（年額 70 万円）と合わせて、給付奨学生（年額約 91 万円）を受給することになる。実習費や施設費等は減免の対象外。
- 2) 日本政策金融公庫の調査（2021）では大学受験にかかる費用の平均は約 31 万円であり、20 万円は潤沢とはいえないが、これまで社会的養護経験者が受験前に自らの貯金を切り崩して受験料を払っていたことを考えると画期的な取組みである。
- 3) 2022 年度末に児童養護施設から高校を卒業した者のうち大学等へ進学した者は 20.9% に留まっており、一般家庭の全高卒者の大学等への進学率 57.0% の半分にも満たず、就職する者が 51.6% と最大になっている。児童養護施設や里親に委託措置されていた者が大学等へ進学する割合は劇的に増加しているわけではないが、児童養護施設では、2012 年度末には、12.3% であった。この 10 年で約 1.7 倍になっており、漸進的に増加している。なお、里親からの大学等への進学率は 2012 年度末 20.2%，2022 年度末 34.2% であり、こちらも同様に約 1.7 倍の増加である。

- 4) インタビューガイドは、アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアの流れのなかで、①進路選択、決定プロセス、②学業継続上の困難と支援、③必要とする支援や求められる制度、施策を中心に作成した。
- 5) 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、正規修学年数まで家賃相当額の貸付（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）や生活費の貸付（月5万円、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ）、および資格取得費用の貸付（上限25万円）を行っている。5年間就業を継続した場合は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）となっている。
- 6) 金銭管理能力を身につけながら、返済不要の奨学金を受給するというシステム。
<https://www.b4s.jp/> (2025年1月9日閲覧)
- 7) 中高生に向けて、受給学生が講師役になり、当事者は受給経験だけではなく参画発信しているのが特徴。
<https://www.asahi-welfare.or.jp/ouen/shingaku/> (2025年1月9日閲覧)
- 8) 本学でも社会的養護経験者を対象に2024年度から独自に「京都女子大学ふじのな奨学金」を開始している。
<https://www.kyoto-wu.ac.jp/student/gs/shogakukan/fujinohana/index.html> (2025年1月9日閲覧)
- 9) A.M.Salazarと栗津は、FHEについて、日本子ども虐待防止学会第29回学術大会で教育講演を行っている。
<https://www.ifcajapan.org/news/all/1642/> (2025年1月9日閲覧)
- 10) こども家庭庁支援局家庭福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課(2024)「児童養護施設入所児童等調査の概要（令和5年2月1日現在）」と厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2015)「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」を比較すると、近年10年で心身に障がいのある児童の在籍が、1.5倍に、被虐

待児は、約1.2倍に増加している。
障がいのある児童：28.5%（2013）→42.8%
(2023) 被虐待児童：59.5%（2013）→71.7%

引用文献

- 荒川歩・安田裕子・サトウタツヤ（2012）。「複線径路・等至性モデルのTEM図の描き方の一例」。『立命館人間科学研究』, 25, pp95-107.
- 蜷沢光（2022）。「社会的養護当事者活動の現状と課題－新型コロナウイルスの影響も踏まえてー」。『社会的養護研究』, Vol.2.
- ブローハン聰（2021）。『虐待の子だった僕』, さくら舎.
- 早川悟司（2013）。「児童養護施設における自立支援の標準化－東京都「自立支援強化事業」を通じて」。『子どもと福祉』, vol.6.
- 樋口亜端佐（2024）。「児童養護施設退所者における大学進学及び修学・卒業を支える要因について」。『心理臨床学研究』, 42 (4), pp.336-346.
- 平松喜代江（2024）。「児童養護施設在籍者の大学進学上の課題－修学支援新制度を中心にして」。『ユマニテク短期大学紀要』, (7), pp 1-8.
- 文部科学省（2024）。「修学支援新制度に関する質問と回答（Q&A）」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm (2025年1月9日閲覧).
- 日本学生支援機構（2024）。「令和5年度業務実績等報告書」https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/gyoumu/_icsFiles/afieldfile/2024/06/28/r5_hyouka.pdf (2025年1月9日閲覧).
- 日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生業務部（2021）。「教育費負担の実態調査結果」https://www.jfc.go.jp/n/findings/kyoiku_kekka_m_index.html (2025年1月9日閲覧).
- 鈴木章浩（2021）。「児童養護施設からの大学等進学について－就学支援新制度の課題と求められる支援－」。日本子ども虐待防止学会第27回学術大会シンポジウム 当日発表資料.
- 高橋亜美（2024）。「社会的養護を経て大学等へ進学した後の支援－奨学金給付と合わせた伴走型支援の課題と展望－」日本子ども虐待防止

修学支援新制度と学業の継続

学会第 30 回学術大会シンポジウム 当日発
表資料.

上田 裕美, 小崎 恭弘, 池谷 航介 (2016). 「児童
養護施設における就学支援の現状・課題・ニ
ーズ —インタビュー調査を通して—」. 『大阪
教育大学紀要 第 IV 部門 教育科学』, 65 (1),
pp 21-34.

梅谷聰子 (2019). 「子どもの自立を促す児童養護
施設のインケアに関する考察—アフターケア
相談員へのインタビュー調査から—」. 『評論・
社会科学』, 131 , pp95-121.

渡部昭男 (2022) . 「漸進的無償化公約の 10 年 :
高等教育の無償化をめざして」. 『経済』.325
pp29-38.

全国大学生活協同組合連合会 (2024). 「第 59 回学
生生活実態調査」 <https://www.univcoop.or.jp/press/life/report.html> (2025 年 1 月 9
日閲覧) .

謝辞

本研究の調査にあたり、ご協力をいただいた
皆様には、心より感謝と御礼を申しあげます。

付記

本研究における調査は、2020～2024 年度科学
研究費助成事業 基盤研究(C) 20K02224 「ケア
リーバーの学業継続と生活支援～アフターケ
ア事業所の役割を中心に～」の成果の一部であ
る。